

## 農薬G L Pチェックリスト

### 1. 組織・職員・運営管理

- (1) 指名（交代）手順・指名書の保管管理状況は適切か。  
（TFM、SD、QAU、資料保管責任者、被験物質等管理責任者、機器管理責任者、コンピュータシステム管理責任者等）
- (2) 教育訓練プログラム・教育訓練を含む職員履歴の記録は適切か。  
（新人、SD、QA、各種責任者・技術者等）
- (3) 作業量評価・進捗管理のため、主計画表が適切に作成・確認されているか。
- (4) 職員の健康管理、疾病時の交代等は適切に行われているか。
- (5) SOP の作成・改訂手続きは適切か。
- (6) 複数場所試験や一部外部委託の場合、相手側の信頼性の確認、連絡体制の確立等は適切か。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）は利用可能か。

### 2. QAU

- (1) QAU が SOP で適切に規定されているか。
- (2) QAU は、QA 調査に必要な文書（写）を保持しているか。
- (3) 的確な QA 調査のため、必要な検閲計画が作成・共有されているか。
- (4) 試験調査は適切に行われているか。
- (5) 調査中の資料（生データ等）は適切に管理されているか。
- (6) 施設調査は適切に行われているか。

### 3. 試験実施

- (1) 試験系の飼育、維持管理等の手順が SOP で適切に規定されているか。
- (2) 生データの記録・訂正・確認方法の手順が SOP で適切に規定されているか。
- (3) 試験計画書の作成手順が SOP で適切に規定されているか。
- (4) 最終報告書の作成手順が SOP で適切に規定されているか。
- (5) 試験期間中の生データ等は SOP で適切に管理されているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP（写し）は利用可能か。

### 4. コンピュータシステム

- (1) コンピュータシステムが用いられているフェーズは明確か。
- (2) システム管理責任者が設置されている場合、SOP で適切に規定されているか。
- (3) データの入力・確認・訂正の記録が適切に残されているか。
- (4) バリデーションや保守管理は適切になされているか。
- (5) 資料保管責任者へのデータ移管は適切になされているか。

## 5. 被験物質・対照物質

- (1) 被験物質・対照物質の受領・保管区域は、他の区域から分離されているか。
- (2) 被験物質の保管区域は、変質、紛失等を防止できるものか。
- (3) 受領～廃棄までの取扱い・記録・識別は適切になされているか。(受領・配布・使用・返却・廃棄)
- (4) 作業場所において、関連する SOP (写し) が利用可能か。

## 6. 試薬保管庫

- (1) 保管環境・識別状況は適切か。
- (2) 作業場所において、関連する SOP (写し) が利用可能か。

## 7. 秤量室

- (1) 秤量値への影響や汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 天秤の使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP (写し) が利用可能か。

## 8. 資料保管施設

- (1) 人と物の出入りが適切に記録されているか。
- (2) 資料保管施設の環境は、長期保管に適したものとなっているか。
- (3) 保管すべき全ての物が保管されているか。
- (4) 保管資料等は、容易に検索できる状態となっているか。
- (5) 試料・標本は適切に識別されているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP (写し) が利用可能か。

## 9. その他の設備・施設

- (1) 停電による試験環境や保管環境への影響防止策は適切になされているか。
- (2) 空調システムの制御・監視・保守管理は、適切になされているか。
- (3) バリアシステムへの空気の清浄化装置の制御・監視・保守管理は、適切になされているか。
- (4) 廃棄物は適切に収集され、その保管・処理施設は適切に管理されているか。

別添 1：原体組成分析、物理的・化学的性状試験を実施する試験施設

別添 2：毒性、遺伝毒性試験を実施する試験施設

別添 3：動物代謝試験を実施する試験施設

別添 4：ほ場における試験を実施する試験施設

別添 5：畜舎における試験を実施する試験施設

別添 6：残留分析試験を実施する試験施設

別添 7：植物代謝、環境動態試験を実施する試験施設

別添 8：水域の生活環境動植物への試験を実施する試験施設

## 別添 1：原体組成分析、物理的・化学的性状試験を実施する試験施設

### 1. 化学実験室

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (3) 実施している試験に必要な装置・測定機器が備えられており、必要な場合、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (4) 試料は適切に識別されているか。これらが一時的に保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (5) 分析標準品・標準液の表示、保管は適切に行われているか。
- (6) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (7) 実験作業や生データは適切に記録・確認されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 分析機器室

- (1) 実施している試験に必要な分析機器が備えられており、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (2) 分析関連器具の品質は、適切に管理されているか。
- (3) 生データは適切に記録・確認されているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添 2 : 毒性、遺伝毒性試験を実施する試験施設

### 1. 飼料保管庫

- (1) 飼料保管庫は他の区域から分離され、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (2) 在庫管理の記録は適切になされているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 敷料等の保管区域

- (1) 敷料等の保管区域は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 3. 洗浄室・清浄器具保管区域

- (1) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (2) 洗浄方法、洗浄～使用までの取扱いは適切か。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 4. 混餌飼料の調製・保管

- (1) 混餌飼料調製室は他の区域から分離され、汚染・劣化を防止できるようになっているか。
- (2) 天秤・混合器の使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (3) 混合作業や使用後の洗浄作業は、汚染・混同を防止できるようになっているか。
- (4) 飼料調製作業は適切に記録されているか。
- (5) 調製飼料の均一性・安定性は確認されているか。
- (6) 調製飼料は、汚染・劣化・混同を防止できるように保管されているか。
- (7) 調製飼料の在庫管理の記録は適切になされているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 5. 投与液等の調製区域

- (1) 実施する試験に必要な設備が備わっているか。
- (2) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 調製作業は適切に記録されているか。
- (5) 調製物の均一性・安定性は確認されているか。
- (6) 調製物が投与まで保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 6. 検疫室

- (1) 検疫室は他の区域から分離され、検疫の記録、異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 7. 治療室

- (1) 治療室は他の区域から分離され、治療の記録は適切に行われているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 8. 動物飼育室

- (1) 動線、搬入・入室方法等は、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 飼育エリアの区分・識別表示・環境は適切か。
- (3) 飼育単位・試験動物は適切に識別されているか。
- (4) 飼育エリアの環境条件は適切に制御・記録されているか。
- (5) 給餌は、汚染を防止できるようになされているか。
- (6) 適切な水質の飲水が給与されているか。
- (7) 飼育エリアの清浄度は保たれているか。
- (8) 一般状態観察について、適切に記録されるようになっているか。
- (9) 動物の異常発生時には、速やかに SD が確認し、必要な措置を取れるようになっているか。
- (10) 天秤等の機器の使用、保守点検、較正が記録されているか。また、天秤等の清浄性が保たれているか。
- (11) 必要な設備・機器があり、使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (12) ラボツアー時に実際の作業、試験が行われている場合、その内容は適切か。
- (13) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 9. 解剖室

- (1) 必要な広さ、設備等が確保され、異なる操作・検体を分離できるようになっているか。
- (2) 麻酔、採血、剖検、重量測定は、適切に行われているか。
- (3) 動物、血液、尿、器官、組織等は適切に識別されているか。
- (4) 剖検記録は、誤記、混同がないようにとられているか。
- (5) 器官、組織等の重量測定は適切に行われているか。
- (6) 器官、組織等は、標本作製までの間、適切に保管・整理されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 10. 病理組織標本作製室

- (1) 作製途中の試料・標本は、混同がないように保管されているか。
- (2) 切り出しは適切に行われ、カセットは混同がないように識別されているか。

- (3) 包埋装置は適切に保守管理され、パラフィンブロックは混同がないように識別されているか。
- (4) ミクロトームは適切に保守管理されており、スライドガラスは混同がないように識別されているか。
- (5) 脱パラフィン・染色装置は適切に保守管理されているか。
- (6) 鏡検までの間、スライドは適切に保管されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

#### 11. 鏡検室

- (1) 鏡検担当者は十分な能力を持っているか。
- (2) 鏡検中のスライド・記録は、混同がないように整理されているか。
- (3) 鏡検時に、剖検所見等を参照しているか。
- (4) 鏡検記録の作成・SDによる確認は適切になされているか。
- (5) 剖検所見・スライド・生データは、散逸が生じないように一時保管されているか。
- (6) 必要な機器があり、適切に保守管理されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

#### 12. 臨床検査室

- (1) 臨床検査担当者は十分な能力を持っているか。
- (2) 必要な設備・機器があり、使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (3) 生データの記録・SDによる確認は適切になされているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

#### 13. 化学分析室

- (1) 分析試料の受領、保管は適切に行われているか。
- (2) 分析標準品の表示、保管は適切に行われているか。
- (3) 実施している分析に必要な器具・機器が備えられているか。
- (4) 天秤、分析機器等の使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (5) 生データの記録・SDによる確認は適切になされているか。
- (6) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

#### 14. 遺伝毒性試験室

- (1) 試験室等の清浄度は保たれているか。
- (2) 試験に用いる細菌、細胞等は適切に保管されているか。
- (3) 被験物質・陽性対照物質の使用・保管・廃棄は、汚染・混同のないように行われ、記録されているか。
- (4) 実験中の細菌、細胞等は適切に識別され、その環境条件は制御・記録されているか。

- (5) 動物を使用する場合、飼育、投与、試料採取等は適切に行われているか。
- (6) 培養器、天秤等の使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (7) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添3：動物代謝試験を実施する試験施設

### 1. 飼料保管庫

- (1) 飼料保管庫は他の区域から分離され、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (2) 在庫管理の記録は適切になされているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 敷料等の保管区域

- (1) 敷料等の保管区域は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 3. 洗浄室・清浄器具保管区域

- (1) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (2) 洗浄方法、洗浄～使用までの取扱いは適切か。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 4. 投与液等の調製区域

- (1) 実施する試験に必要な設備が備わっているか。
- (2) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 調製作業は適切に記録されているか。
- (5) 調製物の均一性・安定性は確認されているか。
- (6) 調製物が投与まで保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 5. 検疫室

- (1) 検疫室は他の区域から分離され、検疫の記録、異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 6. 治療室

- (1) 治療室は他の区域から分離され、治療の記録は適切に行われているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 7. 試験室

- (1) 動線、搬入・入室方法等は、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 試験室の区分・識別表示・環境は適切か。
- (3) 飼育単位・試験動物は適切に識別されているか。

- (4) 試験室の環境条件は適切に制御・記録されているか。
- (5) 給餌は、汚染を防止できるようになされているか。
- (6) 適切な水質の飲水が給与されているか。
- (7) 試験室の清浄度は保たれているか。
- (8) 天秤等の機器の使用、保守点検、較正が記録されているか。また、天秤等の清浄性が保たれているか。
- (9) 経時的な試料採取に必要な器具・設備があるか。試料採取は適切に行われ、記録されているか。
- (10) ラボツアー時に実際の作業、試験が行われている場合、その内容は適切か。
- (11) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 8. 解剖室

- (1) 必要な広さ、設備等が確保され、異なる操作・検体を分離できるようになっているか。
- (2) 麻酔、採血、解剖、重量測定は、適切に行われているか。
- (3) 動物、血液、尿、器官、組織等は適切に識別されているか。
- (4) 器官、組織等の重量測定は適切に行われているか。
- (5) 器官、組織等は、分析までの間、適切に保管・整理されているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 9. 化学実験室（精製等）

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 実施している試験に必要な装置が備えられているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 試料は適切に識別されているか。これらが一時的に保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようにしているか。
- (5) 分析標準品・標準液の表示、保管は適切に行われているか。
- (6) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (7) 実験作業や生データは適切に記録・確認されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 10. 機器室

- (1) 実施している試験に必要な機器が備えられており、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (2) 分析関連器具の品質は、適切に管理されているか。
- (3) 生データは適切に記録・確認されているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添4：ほ場における試験を実施する試験施設

### 1. 農具室

- (1) 試験に必要な器具が備えられているか。
- (2) 器具（乗用型・ホース動噴用タンク含む）・散布機械の清浄度が保たれているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 洗濯室・更衣室（使用者暴露）

- (1) アウター及びインナーは試験に適したものが使用されているか。
- (2) 衣服の着用は被験物質や他の化学物質の汚染がないエリアで行われているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（移し）が利用可能か。

### 3. 散布液等の調製区域

- (1) メスシリンダー、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (3) 散布液等の調製作業は適切に記録されているか。
- (4) 散布液等中の被験物質の均一性・安定性は確認されているか。
- (5) 散布液等は、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (6) 散布器具・吸入暴露量測定用のミニポンプは適切に較正されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 4. ほ場（栽培、散布等、収穫）

- (1) ほ場は周辺からの汚染を防止できる環境にあるか。
- (2) 野外添加回収試料の設置場所は適切か。（使用者暴露）
- (3) 日常の栽培管理は適切に行われ、その内容は記録されているか。非 GLP 職員は GLP 職員の監督下で作業（栽培管理等）しているか。
- (4) 散布等は適切に行われ、その内容は記録されているか。
- (5) 採取試料の汚染・変質・混同を防止できるようになっているか。
- (6) 気象条件が適切に記録されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 5. 試料調製・梱包区域

- (1) 必要な広さ、設備等が確保され、異なる操作・試料を分離できるようになっているか。
- (2) 天秤の使用、保守点検、較正が記録されているか。天秤その他の器具・袋等の清浄性が保たれているか。
- (3) 採取～調製～梱包の作業をとおして、試料の汚染・混同を防止できるようになっているか。
- (4) 梱包後の変質を防止する措置がとられているか。
- (5) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添5：畜舎における試験を実施する試験施設

### 1. 飼料保管庫

- (1) 飼料保管庫は他の区域から分離され、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (2) 在庫管理の記録は適切になされているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 敷料等の保管区域

- (1) 敷料等の保管区域は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 3. 洗浄室・清浄器具保管区域

- (1) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (2) 洗浄方法、洗浄～使用までの取扱いは適切か。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 4. 混餌飼料の調製・保管

- (1) 混餌飼料調製室は他の区域から分離され、汚染・劣化を防止できるようになっているか。
- (2) 天秤・混合器の使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (3) 混合作業や使用後の洗浄作業は、汚染・混同を防止できるようになっているか。
- (4) 飼料調製作業は適切に記録されているか。
- (5) 調製飼料の均一性・安定性は確認されているか。
- (6) 調製飼料は、汚染・劣化・混同を防止できるように保管されているか。
- (7) 調製飼料の在庫管理の記録は適切になされているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 5. カプセルの調製区域

- (1) 実施する試験に必要な設備が備わっているか。
- (2) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 調製作業は適切に記録されているか。
- (5) カプセルが投与まで保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 6. 検疫室

- (1) 検疫室は他の区域から分離され、検疫の記録、異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 7. 治療室

- (1) 治療室は他の区域から分離され、治療の記録は適切に行われているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 8. 試験室

- (1) 動線、搬入・入室方法等は、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 試験室の区分・識別表示・環境は適切か。
- (3) 飼育単位・試験動物は適切に識別されているか。
- (4) 試験室の環境条件は適切に制御・記録されているか。
- (5) 給餌は、汚染を防止できるようになされているか。
- (6) 適切な水質の飲水が給与されているか。
- (7) 試験室の清浄度は保たれているか。
- (8) 体重計等の機器の使用、保守点検、較正が記録されているか。また、体重計等の清浄性が保たれているか。
- (9) 経時的な試料採取に必要な器具・設備があるか。試料採取は適切に行われ、記録されているか。
- (10) 採取試料は、発送又は分析までの間、適切に保管・整理されているか。
- (11) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 9. 屠殺室

- (1) 必要な広さ、設備等が確保され、異なる操作・検体を分離できるようになっているか。
- (2) 麻酔、屠殺は、適切に行われているか。
- (3) 器官、組織等は適切に識別されているか。
- (4) 器官、組織等の重量測定は適切に行われているか。
- (5) 屠殺関連作業は適切に記録されているか。
- (6) 器官、組織等は、発送又は分析までの間、適切に保管・整理されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 10. 梱包区域

- (1) 必要な広さ、設備等が確保され、異なる操作・試料を分離できるようになっているか。
- (2) 梱包後の変質を防止する措置がとられているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添6：残留分析試験を実施する試験施設

### 1. 試料の受領・保管等区域

- (1) 試料の搬入経路・保管区域は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 試料の受領手順は汚染・混同を防止できるようになっているか。
- (3) 粉碎作業は、汚染・混同を防止できるようになっているか。
- (4) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (5) 実験作業や生データの記録・SDによる確認は適切になされているか。
- (6) 試料（有姿・粉碎）の保管区域は、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 化学実験室（精製等）

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 実施している試験に必要な装置が備えられているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 試料は適切に識別されているか。これらが一時的に保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (5) 分析標準品・標準液の表示、保管は適切に行われているか。
- (6) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (7) 実験作業や生データは適切に記録・確認されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 3. 分析機器室

- (1) 実施している試験に必要な分析機器が備えられており、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (2) 分析関連器具の品質は、適切に管理されているか。
- (3) 生データは適切に記録・確認されているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添7：植物代謝、環境動態試験を実施する試験施設

### 1. 試験系の保管区域

- (1) 試験系（植物、土壌、水）の保管区域は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 試験系の受領手順は汚染・混同を防止できるようになっているか。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 2. 栽培区域（試験前）

- (1) 試験系、栽培資材の搬入動線・栽培区域は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 栽培区域の識別表示・環境条件は適切か。
- (3) 栽培管理作業は適切に記録・確認されているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 3. 洗浄室・清浄器具保管区域

- (1) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (2) 洗浄方法、洗浄～使用までの取扱いは適切か。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 4. 処理液等の調製区域

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (3) 調製作業は適切に記録されているか。
- (4) 調製物の均一性・安定性は確認されているか。
- (5) 調製物が投与まで保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 5. 試験室【植物代謝】

- (1) 試験室は、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 各試験区の区分・識別表示・環境は適切か。
- (3) 栽培エリアの環境条件は適切に制御・記録されているか。
- (4) 栽培管理作業は適切に記録・確認されているか。
- (5) 栽培エリアの清浄度は保たれているか。
- (6) 散布等は適切に行われ、その内容は記録されているか。
- (7) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 6. 試験室【環境動態】

- (1) 試験室は、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 各試験区の区分・識別表示・環境は適切か。
- (3) 試験エリアの環境条件は適切に制御・記録されているか。
- (4) 試験エリアの清浄度は保たれているか。
- (5) 被験物質処理は適切に行われ、その内容は記録されているか。
- (6) 実施している試験に必要な装置が備えられており、必要な場合、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (7) 試料採取に必要な器具・設備があるか。試料採取は適切に行われ、記録されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 7. 化学実験室（精製等）

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 実施している試験に必要な装置が備えられているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 試料は適切に識別されているか。これらが一時的に保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようにしているか。
- (5) 分析標準品・標準液の表示、保管は適切に行われているか。
- (6) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (7) 実験作業や生データは適切に記録・確認されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 8. 機器室

- (1) 実施している試験に必要な機器が備えられており、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (2) 分析関連器具の品質は、適切に管理されているか。
- (3) 生データは適切に記録・確認されているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 別添 8：水域の生活環境動植物への試験を実施する試験施設

### 1. 水質管理

- (1) 飼育水の水質は適切に管理されているか。

### 2. 飼料保管庫

- (1) 飼料保管庫は他の区域から分離され、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (2) 飼料を自家培養している場合、その記録が残されているか。
- (3) 在庫管理の記録は適切になされているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 3. 試験系の購入等

- (1) 試験系購入時の搬入動線・検疫区域は他の区域から分離され、検疫の記録、異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (2) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 4. 魚類飼育室（試験前）

- (1) 試験系の搬入動線・飼育室は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (3) 飼育設備の識別表示・環境は適切か。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 5. 甲殻類飼育室等（試験前）

- (1) 試験系の搬入動線・飼育室は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (3) 飼育設備の識別表示・環境条件は適切か。
- (4) 継代飼育の手順が適切に規定されているか。
- (5) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

### 6. 藻類培養室等（試験前）

- (1) 試験系の搬入動線・飼育室は他の区域から分離され、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 異常発生時の措置は適切に行われるようになっているか。
- (3) 飼育設備の識別表示・環境条件は適切か。
- (4) 継代培養の手順が適切に規定されているか。
- (5) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 7. 試験液の調製区域

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (3) 調製作業は適切に記録されているか。
- (4) 試験液が供試まで保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (5) 助剤は適切に表示・管理されているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 8. 試験室

- (1) 試験系、飼料、培地等の動線は、汚染を防止できるようになっているか。
- (2) 水槽の区分・識別表示・環境は適切か。
- (3) 飼育エリアの環境条件は適切に制御・記録されているか。
- (4) 一般状態観察について、適切に記録されるようになっているか。
- (5) 必要な設備・機器があり、使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (6) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 9. 洗浄室・清浄器具保管区域

- (1) 清浄器具・水槽は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (2) 洗浄方法、洗浄～使用までの取扱いは適切か。
- (3) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 10. 化学実験室（精製等）

- (1) ピペット、天秤等について、精度が確保され、清浄度が保たれているか。
- (2) 実施している試験に必要な装置が備えられているか。
- (3) 清浄器具は汚染器具・汚染域から分離されているか。
- (4) 試料は適切に識別されているか。これらが一時的に保管される場合、汚染・劣化・混同を防止できるようになっているか。
- (5) 分析標準品・標準液の表示、保管は適切に行われているか。
- (6) 試薬は適切に表示・管理されているか。
- (7) 実験作業や生データは適切に記録・確認されているか。
- (8) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。

## 11. 分析機器室

- (1) 実施している試験に必要な分析機器が備えられており、その使用、保守点検、較正が記録されているか。
- (2) 分析関連器具の品質は、適切に管理されているか。
- (3) 生データは適切に記録・確認されているか。
- (4) 作業場所において、関連する SOP（写し）が利用可能か。